新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年12月28日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第58号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年新潟県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>１　条例<u>別表第３号の表10の項第21号</u>に規定する新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>２　条例<u>別表第３号の表19の項第26号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>（市町村が処理する事務の範囲）
第３条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>１　条例<u>別表第３号の表17の項第21号</u>に規定する新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>２　条例<u>別表第３号の表26の項第20号</u>に規定する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。